

国土交通省からのお知らせ

国土交通省より、下記について全宅連宛に周知の依頼がありましたので、お知らせいたします。詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

1. 宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について、お知らせします。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7534/>

2. サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドラインの一部改正及び賃貸住宅管理業登録制度の財産的基礎の解釈・運用の考え方の明確化について

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律については既に施行されておりますが、今般関連するガイドライン及び登録制度の運用について一部改正等がされましたのでお知らせします。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7570/>

3. 成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について

成年年齢を引き下げること等を内容とする民法改正法が令和4年4月1日に施行されることを踏まえ、国土交通省から「成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応について」の協力依頼がありましたので、お知らせします。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7632/>

【ハトラぶ】会社情報の変更は

「たっけんクラウド」で！

ハトマークサイトの機能変更に伴い、ハトラぶにご掲載の会社情報の変更がハトマークサイトからできなくなりました。

現在、会社情報の変更は「たっけんクラウド」ログイン後の会社情報の変更画面から行うことができます。(ログインにはご利用申込後に発行されるIDとパスワードが必要となります。)

「たっけんクラウド」へ加入されておらず、ハトラぶ会社情報の変更をお考えの会員様はご加入をご検討ください。

ご加入をご希望されない会員様で、ハトラぶの会社情報変更をご希望の方は本部事務局までご連絡ください。

○お問合せ先：本部事務局 森田 (TEL : 078-382-0977)

ひょうご憩の宿(桜・新緑プラン)が 割引価格でご利用可能！

兵庫宅建は、一般財団法人「ひょうご憩の宿」との間で「宿泊施設利用契約」を提携しています。兵庫県下の5施設を会員皆さま方の「福利厚生施設」としてご利用いただくことができます。憩の宿を割引価格でご利用いただくには、「優待カード」のご提示が必要です。「優待カード」は、兵庫宅建のホームページでダウンロードいただくか、最寄りの支部にて入手してください。

<http://www.htk.or.jp/topics/member/17157/>
(ID:hyoutaku, PW:4018)

※ご利用に当たっては下記をご確認ください。

- ・優待カードに「企業名」をご記入下さい。
- ・利用当日にフロントで「優待カード」を提示して下さい。
- ・何人のグループでご利用されても、お一人が「優待カード」を提示すれば全員が割引の対象となります。
- ・会員ご自身が同行されなくても、ご家族・ご親戚等のご利用だけでも結構です。

兵庫宅建本部ホームページ

リニューアルのお知らせ

この度、兵庫宅建協会のホームページがリニューアルされます。新しいホームページでは、スマートフォンやタブレットでのスムーズな閲覧を行えるようになります。

詳しくは下記をご確認ください。

- リニューアル日：3月31日(木)

お昼頃から順次切り替わる予定です

- 会員ページの認証は、従来通り変更はありません。

ID : hyoutaku、パスワード : 4018

- ホームページアドレスは下記のとおり変わります。

(新) <https://www.htk.or.jp/>

(旧) <http://www.htk.or.jp/>

※旧アドレスでアクセスしても自動的に新ホームページに転送されます。

※お気に入り登録等は、変更をお願いします。

「不動産の日アンケート」の調査結果について

全宅連と全宅保証では、9月23日を「不動産の日」と定め、毎年一般消費者を対象としたアンケート「住宅の居住志向及び購買等に関する意識調査」を実施しており、調査結果が全宅連のホームページで公開されています。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/7290/>

「兵庫県内の不動産市場動向に関する アンケート調査」へのご協力をお願い

「第15回兵庫県内の不動産市場動向に関するアンケート調査」が、4月に実施されます。平成27年4月から始まり、今回で15回目となります。

アンケート調査票は、4月1日にFAXにて送付致しますのでご協力の程、宜しくお願い致します。

【神戸市】固定資産課税台帳登録事項 証明書等の事前申請受付について

神戸市において、固定資産課税台帳登録事項証明書(旧評価・公課証明書)及び閲覧(課税台帳の写し)について、令和4年度分の事前申請受付が行われます。詳細は、神戸市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a03858/kurashi/registration/shinsei/shoumeisho/ga1143001.html>

宅地建物取引士証の有効期限を確認しましょう

宅地建物取引士証を更新するには

都道府県知事の指定する法定講習会を受講する必要があります。兵庫県知事に登録している更新対象者には、取引士証の期間満了日から約4~5ヶ月前頃に封書にて受講申込書を登録されている住所に送付します。

※住所等が変更されている場合は案内が届きませんので、必ず変更登録申請書を提出してください。

「宅地建物取引業法の遵守」のお願い

ここ2、3年、法の遵守が不十分なため、兵庫県から免許取消し等の監督処分となる会員の方が、多数見受けられます。特に役員変更、支店設置等の際、変更役員や政令2条の2(新支店長等)が免許の欠格事由に該当した場合は、**即刻本店免許が取消し処分**となります。

また昨今、専任取引士の長期不在、重要事項説明書の説明不備、不正な広告料の受領などが監督処分の対象として多く見受けられますので、ご注意くださいとともに、宅地建物取引業法の順守をお願い申し上げます。